

東坊城家蔵書目録（補遺）と東坊城任長

佐古愛己

〔抄録〕

紀伝道の家として公家の学問や知識継承の中核を担ってきた東坊城家の基礎的調査を試み、同家の蔵書目録を調査している。本稿では、先に公開した「京都府立京都学・歴史館所蔵『東坊城家』和書目録」、『東坊城家』漢書目録』（『歴史学部論集』一一、二〇二二年）を補うものとして、彰考館所蔵『迎陽館書目之内史館無之分覚書 全』の内容とともに、明治初期の同家の文庫の状

況を紹介する。本史料には奥書等がなく、作成者や作成時期は未詳であるものの、前記目録との関係から、明治初期に東坊城任長によって記された可能性が高いと推察する。当家の蔵書の特徴を検討する上で、本史料は貴重な内容を伝える。

キーワード：東坊城家、東坊城任長、蔵書、知識継承、迎陽館

はじめに

本稿は先に公開した「京都府立京都学・歴史館所蔵『東坊城家』和書目録」、『東坊城家』漢書目録』（『歴史学部論集』一一、二〇二一年。以下、拙稿。両史料を『和書・漢書目録』と記す）を補う東坊城家の蔵書目録（彰考館所蔵『迎陽館書目之内史館無之分覚書 全』。以下、「覚書」と記す）の内容と、明治初期における同家の文庫の状

況を紹介するものである。

東坊城家は菅原道真の流れをくむ五条家の庶流である。菅原氏は道真以降も紀伝道の世襲的な家門として多くの学者を輩出し、大内記として詔勅・宣命の草案や位記の作成に携わった。その嫡流は高辻を称したが、高辻為長（一一五八～一二四六）の四男高長から坊城、その曾孫為視から五条と号した。東坊城は為長の長男長経の二男茂長を家祖とする。その子長綱以降は少納言・大内記・大学頭・文章博士を歴

任し、参議・式部大輔となって公卿に列した。康正二年（一四五六）、益長が正二位権大納言まで昇って以降、これが極官となる。五条家庶流であったものの、十四世後半の長綱・秀長、十六世紀前半の和長・長淳は菅氏長者に就任している。和長は紀伝道の故実書をはじめ多くの著述を残し、漢詩・和歌・連歌にも秀でた人物であり、一条禪閣兼良・関白冬良父子の家礼として長年仕えたが、冬良没後は一条家家礼を辞退したことが知られる。しかし、近世の東坊城家は再び一条家の家礼となった。家祿三百石⁽¹⁾。

本「覚書」には奥書等がなく、作成者や時期は未詳であるものの、「迎陽館書目之内史館無之分覚書 全」との題目、また本史料中の所々に注記される「館本ニアリ」や「〇〇（書名）ハ館本アリ可見合」などの注記から、「迎陽館」の「史館」にあるものを「館本」と呼び、『東坊城家和書・漢書目録』に記し、そこにはない（もしくは重複、或いは所蔵確認を要する）蔵書が「覚書」に記された可能性が高い。

実際に、「覚書」には、全二六二件の図書が確認できるが、そのうち一二二件は『和書・漢書目録』にはみえず、本「覚書」のみに記された書物である（後掲【表二一一】【表二一二】の網掛け参照。「覚書」中に「館本へ〇冊アリ。見合スヘシ」などの注記があるものは重複とみなしている）。

拙稿では、『和書・漢書目録』に東坊城家および菅原氏諸家（高辻・五条・唐橋）の著述が網羅されていないため、本目録所収分は東坊城家蔵書の一部と考えざるを得ず、東坊城や菅原氏諸家の著述は別

途、網羅的な調査を要する旨を記したが、本「覚書」がそれを補うものとして作成されたと想定される。

そうであるならば、『和書・漢書目録』は、「迎陽館書目之内史館」にある蔵書目録であり、「覚書」は基本的には「史館無之分」が記されていると解されるため、前者が先に、やや遅れて後者が作成された可能性が高く、ほぼ同時代のものと考えてよいだろう。

『和書・漢書目録』には、「聡長君親写」「夏長君親写」などの書写に関わる注記があり、任長のみ「任長親写」と記されていることから、拙稿では明治初期に東坊城任長によって本目録が作成されたと推察した。したがって、「覚書」も任長の手になる可能性が高い。筆跡からも同一人物の手になると推断する。

本稿ではまず任長と東坊城家の文庫「迎陽館」に関する調査内容を記し、その後に「迎陽館書目之内史館無之分覚書 全」の内容を紹介することとする。

【1】東坊城任長と迎陽館

任長は、幕末武家伝奏として活躍した聡長と外山光実女の二男として、天保九年（一八三八）年四月十四日に誕生した。彼自身が明治八年六月と同九年十一月に修史局へ提出した『系譜事績（東坊城家譜）⁽²⁾』、および『東坊城任長日記』⁽³⁾によると、官歴は【表一】の通りである。

東坊城家歴代が十歳前後で穀倉院学問料を給わるところ、任長は二十二歳と遅い。これは本来家督を継ぐべき聡長一男夏長がその直前、すなわち安政六年（一八五九）十月一日に二十四歳で早世したた

【表一】東坊城任長 官歴

天保九年四月十四日	生
安政六年十二月十四日	給穀倉院学問料、廿二歳
為万延元 同七年正月廿三日	元服 聴昇殿、廿三歳
同日	補文章得業生
同日	賜課試 宣旨
同月十八日	対策及第
万延元年三月廿五日	叙従五位下
同月十二月十一日	被加非常供奉・字書奉行・紫宸殿奉行等
文久元年十一月九日	喪父、廿四歳
同月十二月卅日	除服出仕
同二年正月廿三日	叙従五位上、廿五歳
同月二月八日	除服出仕
同三年四月廿三日	淑子内親王御移徙于桂宮前駈勤仕、廿六歳
為万延元 同四年正月八日	叙正五位下、廿七歳
為慶応元 元治四年正月八日	被加和歌御会御人数、廿八歳
慶応二年六月廿二日	除服出仕、廿九歳
同月十一月廿七日	任大学頭
同月十二月八日	叙従四位下
同四年五月十二日	学習院有識被仰付、卅一歳
同月八月十二日	被免学習院有識
同月十三日	漢学所御用掛被仰付
明治二年正月五日	叙従四位上、卅二歳
同月廿三日	御講釈始侍講
同月九月十日	被免漢学所御用掛
同三年四月廿八日	内番交替東京工発足、卅三歳
同月閏十月廿九日	氷川社行幸供奉
同月十二月十六日	帰西京
同月十七日	京都府貫属被仰付

めとみられる。以後新政府樹立まで、任長は歴代当主とほぼ同様の官途を辿り、慶応二年十一月には大学頭に任ぜられた。同四年五月には公家子弟の教育機関として設立された学習院有職となり、その後、新政府が開設した漢学所の御用掛となっている。同三年四月には内番交替のため上京するが、十二月に帰京した後は京都府貫属となり亡くなるまで京都で過ごした。

明治十一年六月二十日付で任長は「隠居家督願」を提出し、翌月十六日に許可されている。『明治十一年七月八月 公文録 宮内省之部全』「華族 七月」所収「従四位東坊城任長隠居家督願」によると、

華族従四位東坊城任長隠居家督之義御届

京都府華族従四位東坊城任長義近來多病ニ付隠居致シ、長男信丸^正家督被仰付度旨、宗族親族連署別紙之通願出候ニ付、本日別紙之通、御沙汰相成。条、此段御届申進候也。

明治十一年七月十六日 宮内卿徳大寺実則

太政大臣三条実美殿

とあり、別紙の「隠居家督願」とこれに添付された「容態書」には次のように記されている。

隠居家督願

第六部華族

従四位東坊城任長

本月四十年二ヶ月

宮内卿徳大寺実則殿

長男

容態書

東坊城信丸

華族

本月九年一ヶ月

従四位東坊城任長

私儀

四拾年二ヶ月

近年多病候ニ付隠居奉願右者へ家督被仰付度宗族親族連署ヲ以此段奉願候也。

京都府下上京第廿一区室町通下長者町下_ル近衛町五十番地住

明治十一年六月二十日

従四位東坊城任長（印）

右者九年前_{ヨリ}毎_ニ胃部安_ヘカラス_ス時_{トシテ}激痛ヲ發シ嘔吐止_等ノ症ヲ顕シ荏苒治_セス。三年前_{ヨリ}其症益増劇シ吐物中ノ血液ヲ混シ。且ツ下痢毎日二三回時_{トシテ}膿血ヲ混シ。又腹痛ヲ發シテ夜間眠ル_ル能_ハズ等_ニヨリテ身軀疲労ヲ加_ヘト_ト当春来虚脱甚シク_ク輕_ク相考候也。

療病院当直医

京都府下上京第九区油小路通元誓願寺下_ル頭町五百廿四番地住

安藤精軒（印）

明治十一年六月

第六部華族

宗族

正三位清岡長説（印）

従四位東坊城任長

京都府下葛野郡第三区小北山村二百番地住

隠居被 聞食候事

従四位清閑寺盛房同居

明治十一年七月十六日

第六部華族

東坊城信丸

親族

家督被 仰付候事

池尻知麿（印）

明治十一年七月十六日

京都府下葛野郡第三区小北山村二百番地住

第六部華族

池尻知麿後見

従四位清閑寺盛房（印）

右の史料より、当時任長は京都府上京第廿一区室町通下長者町下_ル近衛町五十番地に居住していたことが分かる。近世の東坊城邸は、内裏の東側に所在していたが、宝永の大火以後に行われた公家町再編過程で、防火対策として実施された道路拡幅対象地となり、禁裏東の



(図1)「西院参町」移転後の東坊城家の位置

(登谷伸宏「宝永の大火と公家町の再編」(『近世の公家社会と京都—集住のかたちと都市社会』思文閣出版、2015年。189ページより転載)

「日御門前」から東山院御所南の「西院参町」(図1参照)に移転した⁽⁵⁾。明治六年発行の地券によると、この地は「上京第廿一区西院参町」とあり、「惣地坪七百廿七坪八分八里」(旧宅)であったことが分かる。その翌年十二月には「転宅御届」が出され、「上京第廿一区室町通下長者町下ル近衛町」にあった「士族中山徳輝持宅」を買得して、任長はここへ転居(新宅)している⁽⁶⁾。

さて、「迎陽館」とは東坊城家の文庫とみられる。「迎陽」は南北朝期に日記『迎陽記(秀長卿記・菅宰相記)』を遺した東坊城秀長(一三三八〜一四一一)の号であり、これに由来して名付けられたものと考えられる。「覚書」によると、「迎陽館書目之内史館無之分」とみえることから、「史館」と称される建物に多くの蔵書が架蔵されていたことがわかる。旧宅については、『東坊城家届書留』所収の明治三年「東坊城家領」に指図があり、「土蔵」が四棟確認できるため、そのいづれかが「史館」と称された可能性がある。また、新宅移転後、明治八年正月四日には、「旧宅へ行向、書籍運送致サセ候事」、「兎角所勞之処、数時間文庫へ入傷寒腹痛之間・・・」⁽⁸⁾とあり、任長指揮のもと旧宅から新宅へ蔵書の運送がなされ、新宅にも文庫が構えられていることが確認できる。新宅は「近衛町西側(四拾番、五拾番)合地」にあり、「土蔵式ケ所」⁽⁹⁾がみえ、これらが「迎陽館史館」と称された可能性があるが現段階では確認できない。

【2】東坊城家蔵書目録

現在、東坊城家の蔵書目録として知られるのは、次の①〜⑤である。

①②『和書・漢書目録』、すなわち京都府立京都学・歴史館所蔵『東坊城家蔵書・漢書目録』があり、このうち①『和書目録』は京都大学にも転写本が所蔵され、「京都府圖書館藏書ニヨリ謄寫ス。大正九年六月九日。京都帝國大學圖書館」との奥書がある¹⁰。また、京都の呉服商「大黒屋」十代目杉浦三郎兵衛利拳（丘園、一八七五〜一九五八）が編纂した『雲泉莊山誌 卷之二 江戸時代之書目』の「写本書籍目録」の第四十五番目に③・④「東坊城家迎陽館和書目 半紙本 一冊」・「東坊城家迎陽館漢書目 半紙本 一冊」とみえるものの、現在は所在不明である¹¹。書名から①②と同内容の可能性が想定されるが未詳である。そして、本「覚書」⑤がある。これには漢書はみえず、和書のみが記されている。また、前述の通り、「迎陽館書目之内史館無之分」とあり、①②に漏れた書物を中心に記されているが、一部重複するものもある。これらが「史館」ではなく何処に置かれていたものかは判然としないが、「覚書」には、『迎陽記』、『菅別記（和長卿記）』など貴重な家記類が含まれている点が注目される。

拙稿で触れた通り、『和書・漢書目録』に書写者としてみえるのは資長（一六七九〜一七二五）から任長（一八三八〜八六）に至る七名で、和書目録に綱忠（長誠）四十四件、聡長二十一件、任長十二件、益長九件、夏長六件、尚長一件、漢書目録では聡長六件、資長二件、綱忠二件である。

また漢書目録には、
廿四 元史 三十冊

箱蓋裏書 （若江）量長朝臣女秋蘭自旧斯史而珍藏、頃日

遇難沽却、其志有感焉、
因而以黄金三斤贖之、

文久元歳在辛酉夏四月記 迎陽館

五十六 文体明弁 八十四冊

箱蓋裏書 此書以所賜之先帝（孝明）遺金買之、欲永戴皇恩

以伝子孫、

慶応三年小春十日 臣従四位下大学頭菅原任長記

（一）内は筆者注

とあり、前者（『元史』三十冊）は尊攘派として知られる若江薫子が珍藏していたものを購入している点に留意したい。若江家は菅原姓で、五条為適（一五九七〜一六五二）男理長が再興した家である。薫子は天保六年に伏見宮殿上人若江修理大夫量長朝臣の女として誕生した。父、祖父長公ともに和漢学に秀でた学者であり、彼女は幼少より学問の手ほどきを受けるとともに、十五、六歳で経史諸百家の書を読み漁り、古注学者岩垣月洲に入門し、秋蘭と号して十八歳で文天祥の『指南集』釈義を作つてその才を謳われたという。また、左大臣一条忠香女寿栄姫（昭憲皇太后）の侍読に選ばれ、入内が内定した慶応三年（一八六七）九月より出仕し、『孝経』などを進講している。一方で、同年三月から明治初年にかけて『杞憂独語』を著したり、西欧化を憂えて上書をたびたび行つてもいた。これにより政府より不穩当とみなされ、明治三年四月には京都府に拘留、十二月に鎖鋼二年の判決を受け、若江邸で服役している¹²。

任長は文久元年（一八六一）四月、薫子二十九歳の時に『元史』三

十冊を彼女から購入しており、また彼女が拘留期間中に若江邸が破損した時期があり、その際に東坊城邸に移ったことが知られ、両者に親交があったことが窺える¹³⁾。

後者(『文体明弁』八十四冊)は孝明天皇の遺金で任長が購入したという。当家は紀伝道と詩文を掌り、代々文章博士に就任したほか、長綱が文和四年(一三五五)に後光厳天皇の侍読となり『五帝本紀』を進講して以降、歴代天皇の侍読をつとめており、任長もその任を引き継いでいる。明治二年(一八六九)正月京都御所の小御所において行われた「御講釈始」では、皇学所御用掛玉松操・同平田大角が『日本書紀』を、大学頭東坊城任長・漢学所御用掛中沼了三が『論語』をそれぞれ進講したことが知られる¹⁴⁾。かかる立場ゆえに膨大且つ貴重な漢書の購入が可能だったと解される。

さて、『和書・漢書目録』および本「覚書」の作成者、作成時期や動機などに関しては、奥書等がなく確証はないものの、若干検討しておきたい。上述の通り、東坊城家は、十八世紀初頭以来所在していた「西院参町」の地から、明治六年十二月に「室町通下長者町下ル近衛町」へ移転した。同八年正月四日の『東坊城任長日記』に、「旧宅へ行向、書籍運送致サセ」たと見え、同年五月二十八日条には、「旧邸文庫ヨリ書物悉皆取出シ当邸へ運送候二付、為指揮朝間旧邸へ行向」とあり、転居より一年半ほどの期間を経て全蔵書の新居への搬入が完了したことがわかる。

また、明治十三年になると、華族の研学討論機関として同二年に設立された華族会館の京都分局に使者を遣わし、清岡長延に所蔵の記録

に関する相談を行ったり、宮内省による「諸家記録并京都近郊之古絵図等所蔵有無」調査に際して、同省官吏大橋長憲に「岡屋閑白記 三冊、後京極殿別記 一冊、兵範記 四冊、為長記 一冊、和長記 二冊(朱書) 明応七年・明応九年、凶事方」を提出したりしている¹⁵⁾。以上の点から、転居に伴う蔵書整理の必要性和宮内省による華族諸家所蔵の記録調査に備えて、明治八年五月以降、同十三年頃までに目録が作成された可能性が高いと推察されよう。

ただし、右の記録のうち、『和書・漢書目録』に記されているのは、「後京極殿別記 一冊(任長親写奥書アリ)」と「兵範記」であり、「覚書」に記されているのは、「岡屋閑白記 一冊」と「菅別記(和長記) 三十四冊」である。「為長記 一冊」はいずれにも記されていない。また、冊数に一部齟齬がみられることから、作成時期についてはさらなる調査が必要と考える。

【3】彰考館所蔵『迎陽館書目之内史館無之分覚書 全』の内容紹介

本「覚書」は一頁十行の罫線が引かれた料紙に、書名、冊数が記され、時折、本文中もしくは付箋・押紙などに記された注記がある¹⁶⁾。

これらの内容を表にまとめたものが、【表二一】【表二二】である。前者は「迎陽館書目之内史館無之分覚書」本文の記載事項をまとめたものであり、全二四四件が記されている。網掛けは『東坊城家蔵書・漢書目録』には記されていない、本「覚書」のみにみえる書名である。「一」から「四十」までの項目に分けられ、なかには番号のみで、書名が記されない項もある。また「二上」「二下」と上下に分類

しているものや、「十一」のように「年中行事部」「御代始部」「部類部」「年中行事部」のような細目分類している箇所もみられる。

後者は「本館二有てゆつり譚。略異同可考分」として、本文とは分けて記された部分をまとめた。全一八件あり、うち網掛けは八件である。また、全体を通して注記については、表中に番号を付し、最後にまとめて記した。

本表に記された書と拙稿で紹介した『東坊城家和書・漢書目録』に記された書が、現在知られる明治初期の東坊城家の蔵書である。

当家蔵書の特質を追究するためには、他の公家文庫との比較検討が必要と考えるが、これらに関しては後日の課題としたい。

【表二一一】

No	書名	冊数	注記
	(項目番号) 一		
1	伊勢太神宮儀式〈写本〉	2	
2	伊勢神名略記	1	
3	神祇靈応記〈写本〉	1	
4	神皇実録〈写本〉	1	
5	同（神皇実録）〈同（写本）〉	1	
6	神儒辯義	1	
7	神明憑談〈写本〉	2	
8	神道昔物語	1	
9	○神宮秘伝問答〈写本〉	1	
10	神代巻講述抄	2	
11	八箇祝詞国字解	2	
12	自從抄〈写本〉	1	
13	中臣祓要信解	3	
14	二経訓伝〈写本〉	1	
15	神祇正宗〈同（写本）〉	1	
16	略神事伝口訣〈同（写本）〉	1	
17	神明記〈小本〉	3	
18	中臣祓集説蒙引一〈不定本〉	1	
19	諸伝〈写本〉	1	
	(項目番号) 二上		※①
20	新国史〈写本〉	2	
	(項目番号) 二下		※②
	(項目番号) 三		
21	日本書記（ママ）総説〈写本〉	1	
22	類聚国史〈写本〉	35	
23	神武卷	1	
24	神武要編	4	
25	本朝儒宗伝	3	
	(項目番号) 四		
26	内裏儀式	1	※③
	(項目番号) 五		
27	大八洲記図説	1	

53	懺法講部類	1	
54	凶事部類	1	
	(項目番号) 十二		
55	改元部類	24	
	(項目番号) 十三		
56	元暦改元	1	
57	改元部類記	1	
58	年号部類記	1	※⑤
59	革勘部類	1	
60	元号同字類聚抄	1	
61	本朝年号読様	1	
62	温旧知新	1	
63	塩梅抄	1	
64	西禰抄	1	
65	歴代記念抄撮	1	
66	柱礎抄	2	
67	天寵録	1	
68	伝法灌頂雜記	1	
69	大雅記	1	
70	故実清譚	1	
71	儒業事(桂□(藁)記抜書)	1	
72	諡号纂	1	
	(項目番号) 十四		
	(項目番号) 十五		
73	村上天曆御記	1	
74	後鳥羽院宸記(建保四年)	1	
75	伏見院宸記	1	
76	行成記(自正暦二年九月至長徳元年)	1	※⑤
77	江記(寛治八年四月)	1	※⑤
78	土佐記(康平五年)	1	
79	大記	2	
80	都玉記	1	
81	鯨珠記	1	※⑤
82	岡屋関白記	1	

28	選叙令問答式	3	
29	衛禁律	1	
	(項目番号) 六		
	(項目番号) 七		
	(項目番号) 八		
30	補任歴名(永正六年)	1	
31	任官	1	
	(項目番号) 九		
32	弁官補任考	1	
33	少納言補任	1	
	(項目番号) 十		
	(項目番号) 十一		
	(項目) 年中行事部		
34	禰事	1	
35	近代年中行事細記	1	
36	同(一云柳原年中行事)	1	
	(項目) 御代始部		
	(項目) 代始和抄		
37	天皇御元服部類(永正九年)	1	※④
	(項目) 部類部		
38	洞院家部類	6	
39	東宮元服部類(正元記)	1	
40	柱下類林第三(儲君記)	1	
41	遷幸部類記(経俊卿記)	1	
42	御幸部類	1	
43	女院号部類	1	
44	山槐元日節会部類記	1	
45	中右記元日節会部類記	1	
46	白馬節会部類	1	
47	四節八座抄	1	※④
48	類聚秘抄	1	
49	發祀儀節	1	
50	放生会部類雜例	1	
51	魚魯秘伝抄	1	
52	拝賀着陣部類	1	

111	裁判至要	1	
112	建暦二年三月廿二日宣旨	1	
113	類聚礼節消息	1	
114	礼節拔書	2部	
115	書札礼〈付故実〉	1	
116	洞院家書札	1	
117	書札礼事	1	
118	公事根源集釈〈板本〉	3	
119	禁中年中異名抄	1	
120	故実秘要抄	1	
121	申文簡要抄	1	
122	侍読年譜	1	
123	弁忌袖裏抄珍	1	
124	執中卷	1	
	(項目番号)二十三		
125	装束秘抄〈まさすけ〉	1	※⑦
126	装束色彙	1	※⑤
127	装束紋飾	1	
128	装束紋飾推談	1	
129	衣紋寸法抄	1	※⑧
130	一条殿装束抄	1	
131	雜事式目抄〈小本共〉	3部	
132	二条家装束抄	1	
133	三条家装束抄	1	
134	衣服部	1	
135	男装束記〈小本〉	1	
136	女官飭抄	2部	※④
137	三時抄〈装束篇雅有卿〉	1	
138	蛙抄〈二〉	1	
139	装束衣文	3部	
140	源氏男女装束抄	2	
141	大嘗会	1	
142	東山天皇大嘗会御記	1	
143	御讓位次第	1	
144	御即位次第	1	

83	後中記	1	
84	師元記	1	※⑤
85	頼親卿記	1	
86	月中記	1	
87	実躬卿記	1	
88	東進記	1	
89	ゆとのうへの記	2	※⑤
	(項目番号)十六		
90	台記秘記		
	(項目番号)十七		
	(項目番号)十八		
	(項目番号)十九		
	(項目番号)二十		
	(項目番号)二十一		
91	官務兼治記〈応安四年〉	1	
92	忠光卿拝賀記〈延文六年三月〉	1	
93	玉英〈建武四年〉	1	
94	職原細抄	1	
95	官職秘抄	1	
96	官職問答〈板本〉	5	
97	官職不審問答	1	
98	官職浮説或問	1	
99	続官職浮説或問	1	
100	貴嶺問答	1	
101	諮問抄	1	
102	童訓略頌	1	
103	非職雲客所後秘抄	1	
104	除目抄〈長兼卿抄〉	1	
105	同(除目抄)〈職事綿書〉	1	
106	除叙清要	1	
107	山槐記執筆要	1	
108	女官志	1	
	(項目番号)二十二		
109	法曹至要抄註〈付令序抄〉	1	※⑥
110	法曹類林第二百	1	

	(項目番号) 三十		
	(項目番号) 三十一		
	(項目番号) 三十二		
173	和訓栞		
174	漢字三音考		
175	古言梯		
176	歌名集		
177	伊呂波今昔抄		
178	伊呂波抄		
179	新撰字鏡		
	(項目番号) 三十三		
180	新類題	1	
	(項目番号) 三十四		
181	明題部類抄	2部 (3・2)	
182	和歌題林抄	2	
183	堀川百首肝要抄	3	
184	基箭百人一首抄	3	※⑫
185	古今和歌集聞書	1	
186	新古今和歌集聞書	1	
187	和漢朗詠集	1	※⑬
188	伊勢物語愚見抄	2	
189	伊勢物語髓腦	2	
190	おくのあらうみ	1	
191	嶋の羽搔	3	
192	藏玉和歌留	1	※⑤
193	和歌八重垣(小本)	2	
194	和歌当務抄	1	
195	和歌雑集	1	
196	和歌雑抄	1	
197	和歌題林抄(実枝今日筆)	1	
198	和歌書様	1	※⑭
199	和歌のみのり	1	
200	詞書和歌集	1	
201	古今註釈	1	

145	立太子次第	1	
146	東宮御書始次第	1	
147	立太子拝觀次第	1	
148	遷御新御所次第	1	
149	三節会次第	3部	
150	同納言内弁要	2部	
151	同参議要	3部	
152	石清水臨時祭次第	1	
153	朔旦冬至次第	1	※⑨
154	諸公事次第	1	
155	諸次第	1	
156	懺法講次第	1	
157	曼荼羅供次第	1	
158	明和元年堂上地下参役	1	
	(項目番号) 二十四		
159	天徳三年鬪詩行事略記	1	
160	雑言奉和	1	
161	三席	1	
162	皇朝正声	1	
	(項目番号) 二十五		
163	春日社参記	1	
164	安元御賀記	1	
165	陽祿門院三十三回之記	1	
166	等持院八講記	1	
167	雲井の御法	1	
168	花月書	1	※⑩
169	薫物	1	※⑪
170	葦手水手歌絵焼画等勸物薫物合之記	1	
171	鷹記	1	
	(項目番号) 二十六		
	(項目番号) 二十七		
	(項目番号) 二十八		
	(項目番号) 二十九		
172	源氏明星抄		

231	昌泰記	1	
232	聖廟御縁起	1	※⑰
233	北野託宣并記文縁起	1	※⑱
234	北野略御伝記	1	※⑲
235	知光伝	1	
236	瑠璃光之神詠	1	
237	絵巻物	5 卷	
238	御詠	1	※⑳
239	文鳳抄〈為長卿作〉	10	
240	御註文選	1	
	(項目番号) 三十九		
241	迎陽記	14	※㉑
242	菅別記	34	
243	為記	2	
	(項目番号) 四十		
244	日本現在書目録		

【表二一「本館ニ有てゆつり譚。館本略異同可考分】】

No	書名	冊数	注記
	(項目番号) 四		
1	類聚三代格	7	
	(項目番号) 五		
2	風土記〈尾張・三河・駿河・豊後〉	4	※㉒
	(項目番号) 十一		
3	九条年中行事〈師輔公撰〉	1	
4	年中行事〈春上〉	1	
5	建武年中行事	1	
6	同〈建武年中行事〉	1	
7	同〈建武年中行事〉	1	
8	年中行事〈公忠公訓点〉	1	
	(項目番号) 十五		
9	李部王記〈自延長四年十二月廿八日〉	1	

202	内喜	1	
203	井蛙抄	1	※⑮
204	広田社歌合	1	
205	綱敷天満宮法楽記	2	
206	釈阿九十賀記	1	
207	慶安三年深密集	1	
208	享保十一年重陽詩御会	1	
209	和歌御会写	6	
210	仮名遣	1	
	(項目) 右上桐		
211	聖徳太子十七ヶ条憲法・師輔公遺誠并日中行事	1	※⑯
212	東照宮百五十年神忌	1	
213	寛永行幸記	1	
214	慶長六年青表紙帳面	1	
215	公武大体	1	
216	有馬地志	1	
	(項目番号) 三十五		
217	大嘗会御道具絵図	1 卷	
218	家伝抄	1 卷	
219	消息詞	1 卷	
220	院宮及私第之図	1 卷	
	(項目番号) 三十六		
	(項目番号) 三十七		
221	系図	5	
222	新編系図本朝尊卑分脉	5 帖	
223	親王家門家譜	1	
224	藤氏伝	1	
225	諸家伝	7	
	(項目番号) 三十八		
226	菅氏録	1	
227	菅家遺誠	1	
228	菅神年譜	1	
229	菅神年譜略	1	
230	御記	1	

注記 (付箋)

注記・付箋NO	記載内容
※①	館本へ三十四冊アリ見合スヘシ
※②	日本新国史ハ館本アリ可見合
※③	内裏式(館本)見合スベシ
※④	群書類聚ニアリ
※⑤	稿本ニアリ
※⑥	館今ニ法曹至要抄アリ、類聚ニモ抄ハアリ可見合
※⑦	満佐須計装束抄トアリ可見合
※⑧	群書類従ニ装束寸法抄トアリ見合スベシ
※⑨	朔旦冬至師元記ハアリ
※⑩	花月抄ハアリ
※⑪	後小松院御聞書見合スベシ
※⑫	館今ニ百人一首抄アリ可見合
※⑬	館本ニアリ
※⑭	紙歌書様抄ハアリ見合スベシ
※⑮	稿本ニ蛙抄アリ
※⑯	館本憲法遺誡アリ、日中行事ナシ
※⑰	群書 北野古縁起トアリ見合スベシ
※⑱	群書 天満宮託宣記トアリ可見合
※⑲	群書 菅家御伝記トアリ合スベシ
※⑳	菅家詠草ノコトカ
※㉑	館今ニ迎陽記四冊ノ分トアリ可見合、稿本ニモアリ
※㉒	館本残闕之余(餘)云々、僅ニ存而已

10	中右記目録	2	
11	長秋記目録	2	
12	親長卿記	6	
13	宣胤卿記	8	
	(項目番号) 二十		
14	薩戒記		
	(項目番号) 二十一		
15	万治三年御八講記	1	
	(項目番号) 二十二		
16	朝野群載	6	
	(項目番号) 二十五		
17	御八講基綱記	1	
18	薫物	1	

〔注〕

- (1) 橋本政宣編『公家事典』（吉川弘文館、二〇一〇年）
- (2) 東京大学史料編纂所蔵（請求記号：四一七五―二九〇）
- (3) 宮内庁書陵部所蔵『東坊城任長日記』（函号：四一五―八〇）
- (4) 国立公文書館内閣文庫所蔵（請求記号：公〇二三六七―〇〇〇）
- (5) 登谷伸宏『宝永の大火と公家町の再編』（『近世の公家社会と京都―集住のかたちと都市社会』思文閣出版、二〇一五年）
- (6) 『東坊城任長日記』明治六年～七年条（注3）
- (7) 宮内庁書陵部所蔵（函号：一七二―一八六）
- (8) 『東坊城任長日記』明治八年正月四日条
- (9) 『東坊城任長日記』明治八年二月二十日条
- (10) 京都帝國大學圖書館蔵『東坊城家和書目録』（請求記号：4491ヒ81）
- (11) 杉浦丘園編『雲泉莊山誌 卷之二 江戸時代之書目』（雲泉莊、一九六五年）
- (12) 楠戸義昭・岩尾光代『幕末維新の美女紅涙録』（中公文庫、一九九七年）、辻ミチ子『女たちの幕末京都』中公新書、二〇〇三年）、松田敬之『次男坊たちの江戸時代―公家社会の〈厄介者〉』（吉川弘文館、二〇〇八年）など。
- (13) ただし、『東坊城任長日記』明治十四年十月十四日条には、薫子死去の報を受けて、任長は「同人（薫子）義、先年京都府ヨリ当家へ御預仕テ相成実以迷惑、種々困却セリ。予ガ病根ノ一端成レリ」と記している。
- (14) 宮内庁編『明治天皇紀』第二卷（吉川弘文館、一九六八年）。なお、『文体明弁』は明の徐師曾が編纂した八十四卷からなる文体論の書で、一五七三年に刊行された。詩文の用途別にその体裁の源流を明らかにし、例文を多く挙げて、制作の基準となる法式を示したもので、日本でも漢文作成時の文体要領を示すものとして愛用されている。
- (15) 『東坊城任長日記』明治十三年二月～六月条

- (16) 本史料は国文学研究資料館マイクロフィルム（請求記号：三二一七七一―）より閲覧させていただいた。厚く御礼申し上げます。

〔付記〕

本論は、科研費JSPS17K03079（研究代表者：佐古愛己）の助成を受けた研究成果の一部である。

（xvii） あいみ 歴史学科

二〇一三年十一月十五日受理